

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を 御中
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局教科書課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための
特別措置に関する法律等に基づく免責措置について

この度、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）の規定に基づき、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）（以下、「本政令」という。）が令和 8 年 8 月 7 日付けで公布され、同日から施行されました。

本政令の施行により、令和 8 年 7 月 28 日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務であって、令和 8 年熊本地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、同年 11 月 27 日までに履行されれば行政上の責任等は問われないこととなります。

ついては下記を踏まえ、教科用図書の採択について、令和 8 年熊本地震による災害により法令上の履行期限（令和 8 年 8 月 31 日）までに履行することが困難なことが想定される場合には、令和 8 年 8 月 20 日までに各都道府県教育委員会を通じて、本件連絡先まで御相談ください。

また、本件についての問い合わせにつきましては、直接、本件連絡先まで御連絡ください。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては、その管下の学校に対して、本件について周知くださるようお願いいたします。

記

令和 9 年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書を、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 14 条及び同法施行令（昭和 39 年政令第 14 号）第 14 条第 1 項に定める期限までに採択する義務

※令和 8 年熊本地震による災害により令和 8 年 9 月 1 日から同年 11 月 27 日までの間に令和 9 年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択した場合には、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 7 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 14 条に定める都道府県教育委員会による文部科学大臣への教科書の需要数報告は、採択後に速やかに行ってください。

※令和 9 年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書について、令和 8 年 8 月 31 日までに採択した場合は、教科書の需要数報告は、同年 9 月 16 日までに行ってください。

※令和 9 年度に高等学校等において使用する教科書の需要数報告については、上記の取扱いに準ずるものとします。

※学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書（ボランティア団体等が発行する拡大教科書、点字教科書を除く）の需要数については、令和 8 年 6 月 19 日付け 8 初教科第 7 号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知において、同年 9 月 30 日までの報告をお願いしております。こちらについても、令和 8 年 9 月 1 日から同年 11 月 27 日までの間に採択が行われた場合には、需要数報告は採択後速やかに行ってください。

以上

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課	企画係
	無償給与係
	教科用特定図書普及促進係
03(5253)4111(代表)	内線：2576、2411、4743

(参照条文)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号) (抄)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

○令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和八年政令第二百六十号) (抄)

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として令和八年熊本地震による災害を指定し、同年七月二十八日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年十一月二十七日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）（抄）
（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）（抄）
（採択の時期）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）（抄）

第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）（抄）

第十三条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、教科書需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

第十四条 都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(参 考)

令和 8 年 8 月 7 日

内閣府政策統括官（防災担当）

総	務	省
法	務	省

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種の特別措置を、政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、著しく異常かつ激甚な非常災害のうちそれらの措置を講ずることが必要と認められる非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の令和八年熊本地震においては、人的被害、住家被害が多数であるとともに、未だ多くの被災者の皆様が避難生活を余儀なくされ、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況にあり、かつ、その復旧・復興には時間を要することが見込まれるところ。
- この度、「令和八年熊本地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするもの。

2 政令の概要

- （1）令和八年熊本地震を特定非常災害として指定する。（法第2条、政令第1条）
- （2）この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（法第2条、政令第2条）

① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条、政令第3条）

特定非常災害の被害者が、運転免許証のような有効期間がある許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期間を令和9年1月27日まで延長することができること。

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条、政令第4条）

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和8年11月27日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われなくすること。

③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条、政令第5条）

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てがされたとしても、支払不能等の場合を除き、令和10年7月27日までは破産手続開始の決定をすることができないこと。

④ 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例（法第6条、政令第6条）

特定非常災害発生日（令和8年7月28日）において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人については、相続の承認又は放棄をすべき期間を令和9年3月31日まで伸長すること。

⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条、政令第7条）

特定非常災害発生日において、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された区域に住所等を有していた者が、今般の災害に起因する民事に関する紛争について、令和11年6月30日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とすること。